

株 主 各 位

金沢市片町2丁目2番5号
株式会社 大 和
取締役社長 宮 二 朗

第109期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第109期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主様におかれましては、当日出席されない場合、書面またはインターネットによる議決権の事前行使ができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2025年5月21日（水曜日）午後6時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月22日（木曜日）午前10時から
2. 場 所 金沢市南町4番1号
金沢ニューグランドホテル5階「銀扇」
※末尾「定時株主総会会場ご案内図」ご参照

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第109期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第109期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

4. 株主総会参考書類等の電子提供措置について

当社は、本総会の招集にあたり会社法および当社定款の定めに従い、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については電子提供措置（後述の各ウェブサイト）をとっておりますが、本年は会社法に基づく書面交付請求の有無にかかわらず、従来どおり、すべての株主の皆様一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

①当社ウェブサイト（「IR情報」のページ）以下URLにアクセスして、「第109期定時株主総会招集ご通知」をご覧ください。

<https://www.daiwa-dp.co.jp/company/ir/>

- ②株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/8247/teiji/>
③東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）以下URLにアクセスして、「銘柄名（会社名）」または「コード」の欄に「大和」または「8247」を入力し、当社情報欄の「基本情報」をご選択のうえ、「縦覧書類／PR情報」「株主総会招集通知／株主総会資料」の順にお進みください。
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正内容を前述の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

【重要】「本書からの一部記載の省略について」「株主様へのご案内」「議決権行使についてのご案内」につきましては、下記および次頁以降をご参照ください。

本書からの一部記載の省略について

電子提供措置事項のうち、事業報告の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」および「剰余金の配当等の決定に関する方針」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」については、会社法および当社定款の定めに従い、本書には記載しておりません。前述の各ウェブサイト「第109期定時株主総会資料（交付書面に記載しない事項）」として掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

なお、これらは、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査対象になった事項であります。

株主様へのご案内

- ・ご来場の株主様へのお土産等をご用意しておりません。
- ・対応の変更やお知らせにつきましては、適時当社ウェブサイト（<https://www.daiwa-dp.co.jp/>）でご案内いたしますのでご確認ください。

以 上

議決権行使についてのご案内

1. インターネットによる議決権事前行使のご案内



行使
期限

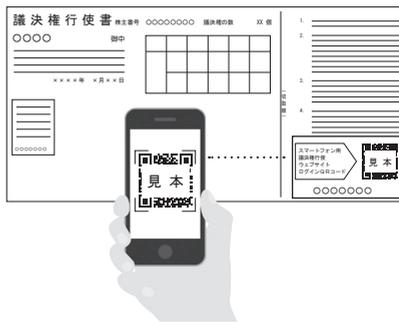
2025年5月21日（水曜日）
午後6時15分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

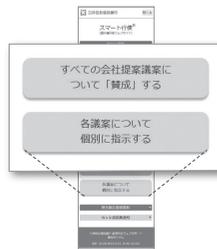


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



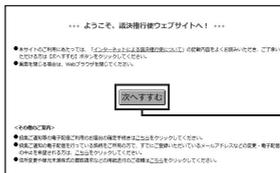
※議決権行使書用紙はイメージです。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1** 議決権行使ウェブサイト
にアクセスしてください。



「次へすすむ」
をクリック

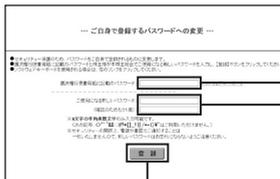
- 2** 議決権行使書用紙に記載
された「議決権行使コード」
をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」
をクリック

- 3** 議決権行使書用紙に記載
された「パスワード」をご
入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

- 4** 以降は画面の案内に従っ
て賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

2. 書面による議決権事前行使のご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年5月21日（水曜日）午後6時15分までに到着するようご返送ください。

3. 議決権の取扱い等について

- ①パソコンやスマートフォン等のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- ②書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回、またはパソコン、スマートフォン等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取扱いいたします。
- ③議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株皆様のご負担となります。
- ④パスワードは、議決権を行使される方が株皆様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- ⑤パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ⑥議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- ⑦書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書面において、議案の賛否に対する表示がない場合、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

◎その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

①証券会社に口座をお持ちの株皆様

証券会社に口座をお持ちの株皆様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株皆様（特別口座の株皆様）

三井住友信託銀行 証券代行部

〔電話〕0120(782)031（受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く）

事業報告 (2024年 3月1日から 2025年 2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度のわが国経済は、緩やかに回復基調が続く一方で、物価高騰に伴う消費マインドの冷え込み等から、景気の先行きは不透明な状況が続きました。

百貨店業界におきましては、大都市圏においてはインバウンド需要の拡大や富裕層の活発な消費により好調な推移となりましたが、地方都市においてはこうした実感に乏しい状況となりました。

この期間、当社におきましては、引き続き重点顧客層の更なる深掘りと次世代顧客の獲得に向け、地域では当社にしかできない品揃えや営業企画を連打してまいりました。

香林坊店では、昨年11月に北陸では初めて、英国の高級フレグランス&ライフスタイルブランド「ジョー・マローン・ロンドン」を1階に導入し、高感度の顧客ニーズに対応するとともに、本年2月には、北陸初となる福岡の人気和菓子店「鈴懸」の実演即売会を期間限定で開催し、連日多くのお客様で賑わいました。

富山店におきましても、本物志向の顧客ニーズに対応すべく、昨年11月に富山県初出店となる高級家具「匠大塚」を導入するとともに、富山地区では当社にしかできないブランド企画を随時開催するなど、グレード感ある品揃え、企画開発に努めてまいりました。

また、本年2月には、香林坊店、富山店協同で地元現代美術作家「中村元風展」に取組み大きな成果に繋げる等、地域に密着した営業活動にも注力してきました。

こうした取組みにより、売上高につきましては、総額売上高では僅かながらも増収を確保しました。

利益面につきましては、情報システムの更新等、将来に向けた投資に伴う償却費用等が増加しました結果、売上高139億9千6百万円、営業利益3億9百万円、経常利益1億6百万円、当期純利益1億7千5百万円となりました。

なお、期末配当につきましては、誠に遺憾ながら見送りさせていただきたく存じます。

当社といたしましては、引き続き営業強化策を推進するとともに、経営効率の改善に努め、収益力の回復に取り組んで参る所存であります。

何卒、今後とも一層のご支援とご協力を賜われますようお願い申し上げます。

店別売上高

店 別	金 額	構成比	対前期増減率
香 林 坊 店	22,890百万円	58.6%	3.3%
富 山 店	16,155	41.4	△3.6
計	39,046	100.0	0.3

(注) 1. 店別売上高の金額は、「収益認識に関する会計基準」を適用する前の総額売上高で記載しております。

2. △印は、減少を示しております。

商品別売上高

商 品 別	金 額	構成比	対前期増減率
衣 料 品	9,262百万円	23.7%	△1.8%
身 回 品	5,807	14.9	△4.6
雑 貨	8,827	22.6	14.9
家 庭 用 品	1,830	4.7	△26.4
食 料 品	11,712	30.0	△2.3
そ の 他	1,606	4.1	30.6
計	39,046	100.0	0.3

(注) 1. 商品別売上高の金額は、「収益認識に関する会計基準」を適用する前の総額売上高で記載しております。

2. △印は、減少を示しております。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

各店売場改装工事	62百万円
その他設備投資・改修工事等	121百万円
情報システム構築	461百万円
震災修繕工事	22百万円

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

区 分	第 106 期 (2021年3月 ～2022年2月)	第 107 期 (2022年3月 ～2023年2月)	第 108 期 (2023年3月 ～2024年2月)	第 109 期 (2024年3月 ～2025年2月)
売 上 高	36,141百万円	13,789百万円	14,236百万円	13,996百万円
当 期 純 利 益	△151百万円	223百万円	682百万円	175百万円
1株当たり当期純利益	△27円07銭	39円78銭	121円58銭	31円20銭
純 資 産	1,398百万円	1,800百万円	2,786百万円	3,555百万円
総 資 産	21,980百万円	22,299百万円	22,753百万円	22,642百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 第107期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）を適用しております。なお、収益認識会計基準第89 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、第106期については新たな表示方法による組替を行っておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」を適用する前の総額売上高は、第107期は、38,027百万円、第108期は、38,910百万円、第109期は、39,046百万円であります。
4. △印は、損失を示しております。

(5) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、インバウンドや北陸新幹線延伸効果による交流人口の増加や実質賃金の改善に期待が高まる一方で、大都市圏への消費流出や顧客の節約志向が更に強まる等、消費動向の先行きは不透明な状況になるものと予測されます。

また、経費面においてもエネルギー資源や物流費用等、様々なコスト増が想定されることから、引き続き厳しい状況になるものと受け止めております。

こうした状況の中、収益力の向上に向け、下記の課題に取り組んでまいります。

- ① 地域では当社にしかできない品揃えと企画の推進
 - ・大和でしか販売できない商品・ブランドの導入
 - ・流行・旬・話題商品の早期展開
 - ・人気作家美術催事、人気アニメ催事、POPUPストア、食品物産催事
- ② 顧客拡大・深耕への取組み
 - ・ダイワプライマリーカードゴールド活用による上質顧客の獲得推進
 - ・次世代顧客取り込みに向けた品揃え強化と企画の実施、効果的アプローチの実行
 - ・外商を中心とした福井県へのエリア拡大
 - ・SNS販促等、インバウンドへの効果的発信
- ③ 成長戦略の推進
 - ・ECビジネスにおける商品開発力、情報発信力向上
 - ・高級家具・インテリア・建装需要の取り込み
 - ・人材派遣・販売代行業の活動領域拡大
- ④ ローコスト運営の推進
 - ・光熱費・物流費増への対策促進
 - ・デジタル化促進による効率運営の追求
- ⑤ 従業員モチベーションアップへの取組み
 - ・従業員の働きがい醸成への環境整備
 - ・販売専心体制と効率的業務運営の推進による人時生産性向上
- ⑥ コンプライアンス・サステナビリティ経営の推進
 - ・新たな企業リスクへの対応
 - ・法令遵守とサステナビリティ経営推進

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
㈱大和印刷社	58百万円	100.00%	印刷業
㈱勁草書房	50	100.00	出版業
㈱レストランダイワ	35	100.00	飲食業
㈱大和カーネーションサークル	90	100.00	友の会運営
大和マネージメントサービス㈱	20	100.00	人材サービス業
㈱金沢ニューグランドホテル	80	50.53	ホテル業

(7) 主要な事業内容 (2025年2月28日現在)

百貨店業

(8) 主要な事業所 (2025年2月28日現在)

名称	所在地
本社	石川県金沢市
香林坊店	石川県金沢市
富山店	富山県富山市

(9) 従業員の状況 (2025年2月28日現在)

性別	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	112名	△9名	50才 6ヶ月	26年 0ヶ月
女性	280	△8	45 6	15 3
合計または平均	392	△17	46 11	18 4

(注) △印は、減少を示しています。

(10) 主要な借入先 (2025年2月28日現在)

借入先	借入額
㈱北國銀行	3,699百万円
㈱北陸銀行	1,352

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,003,400株 (うち自己株式394,233株)
- (3) 株主数 6,738名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
宮 二 朗	524,400 株	9.34%
倉 敷 紡 績 株 式 会 社	292,896	5.22
東京海上日動火災保険株式会社	258,311	4.60
一般財団法人 大和文化財団	200,000	3.56
河 井 英 夫	181,200	3.23
株 式 会 社 北 陸 銀 行	181,180	3.23
株 式 会 社 北 國 銀 行	171,040	3.04
清 水 建 設 株 式 会 社	165,400	2.94
伍 嶋 憲 一	156,300	2.78
ダ イ ダ ン 株 式 会 社	152,848	2.72

- (注) 1. 当社は、自己株式394,233株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する事項
該当する事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2025年2月28日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
宮 二 朗	取締役社長 (代表取締役)	営業本部長 大和マゼン'リゾート'ホテル代表取締役社長
寺 口 時 弘	専務取締役 (代表取締役)	
岡 本 志 郎	常 務 取 締 役	
坂 本 哲 治	取 締 役	業務本部長
藪 内 信 昭	取 締 役	経営戦略本部長
中 嶋 智 智	取 締 役	香林坊店長
吉 澤 勉 勉	取 締 役	富山店長
北 村 秀 明	取締役 (常勤監査等委員)	中村酒造(株) 代表取締役社長 北陸興業(株) 代表取締役社長 ㈱C Cインベ'ーション 代表取締役社長 ㈱金沢ニューグランド'ホテル監査役
中 村 太 郎	取締役 (監査等委員)	
浅 田 英 郎	取締役 (監査等委員)	
菊 澤 智 彦	取締役 (監査等委員)	

- (注) 1. 取締役中村太郎氏、浅田英郎氏および菊澤智彦氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役中村太郎氏および浅田英郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役 (監査等委員である取締役を除く) からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、北村秀明氏を常勤監査等委員として選定しております。

(2) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	固定報酬 (金銭報酬)	支給総額
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く)	7名	62百万円	62百万円
取 締 役 (監 査 等 委 員)	5名	13百万円	13百万円
合 計	12名	75百万円	75百万円
(社 外 役 員)	(4名)	(5百万円)	(5百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬等の額 (使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない) につきましては年額1億7千万円以内 (取締役6名)、監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては年額3千万円以内 (監査等委員である取締役5名) として、2016年5月26日開催の第100期定時株主総会において、それぞれご承認いただいております。
 3. 当事業年度中に退任した監査等委員である取締役1名の報酬等も上記員数および金額に含んでおります。
 4. 上記表中記載の金額のほか、当事業年度中に社外役員が当社の子会社から受けた報酬等の総額は65万円であります。
 5. 当社は業績連動報酬・非金銭報酬を支給しておりません。

(3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定に係る基本方針については、2021年1月12日開催の取締役会において改定の上、決議しております。

当事業年度におきましても、下記の手続きに基づき適正に決定していると判断いたしております。

① 取締役（監査等委員である取締役を除く）の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、短期的な利益に左右されず、企業の持続的な発展を持続するため、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）としております。取締役（監査等委員である取締役を除く）個人別の基本報酬等の額の決定方針については、総額を定時株主総会決議の承認を経た金額の範囲内で、月例の固定報酬とし、役割、職責、代表権、在任年数等に応じ、他社を含めた社会的水準、当社の業績、従業員給与の水準も総合的に勘案し決定するものとしたしております。個人別の報酬の額の内容については、当社取締役会決議に基づき、代表取締役社長宮二朗および代表取締役専務寺口時弘に具体的内容の決定について委任するものとしたしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しながら、各取締役の担当事業を評価するには、代表取締役社長および代表取締役専務による合議制が最も適していると考えられるからであります。なお、この権限が適切に行使されるよう、必要に応じ社外取締役の意見を参考にするものとしたしております。社外取締役の意見については、監査等委員会等を通じヒアリングできる体制を整えております。

役員の報酬等の限度額については、取締役（監査等委員である取締役を除く）については、2016年5月26日開催の第100期定時株主総会決議に基づく年額1億7千万円以内を限度としております。（当該定時株主総会決議時点において対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名です。）

② 監査等委員である取締役の報酬等の決定に関する方針

監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員会等において監査等委員である取締役の協議により全員一致で、社会的水準や職責を勘案し、当社基準に基づき決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等については、2016年5月26日開催の第100期定時株主総会決議に基づく年額3千万円以内を限度としております。（当該定時株主総会決議時点において対象となる監査等委員である取締役の員数は5名です。）

③ 非金銭報酬等および業績連動報酬等

業績連動報酬や株式報酬含む非金銭報酬を当社は採用しておりませんが、これらの導入については他社事例を研究・分析し、専門家の意見をとり入れながら引き続き検討を続けてまいります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職状況等および当事業年度における主な活動状況ならびに社外取締役に果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役（監査等委員） 中村太郎氏

同氏は中村酒造株式会社代表取締役社長であり、当社は同社と商品仕入取引があります。

同氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会および監査等委員会への出席率はいずれも100%でありました。

取締役会においては、社外取締役として客観的かつ公正な立場から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また会社経営者として培われた幅広い見識と深い経験に基づき、様々な角度から当社営業・経営に助言・意見を述べてまいりました。

社外取締役（監査等委員） 浅田英郎氏

同氏は北陸興業株式会社代表取締役社長であり、当社は同社とは特別の関係はありません。

同氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会および監査等委員会への出席率はいずれも100%でありました。

取締役会においては、社外取締役として客観的かつ公正な立場から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また会社経営者としての豊富な経験と知識に基づき、様々な視点で当社経営に助言・意見を述べてまいりました。

社外取締役（監査等委員） 菊澤智彦氏

同氏は株式会社C Cイノベーション代表取締役社長であり、当社は同社と取引関係があります。

また同氏は当社の子会社である株式会社金沢ニューグランドホテル監査役に就任しており、同社と当社は商品仕入等の取引がありません。

同氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、就任後に開催した取締役会および監査等委員会への出席率はいずれも100%でありました。

取締役会においては、社外取締役として客観的かつ公正な立場から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また会社経営等多くの事業経験から培われた幅広い知見と豊富な経験に基づき、多様な角度から当社経営に助言・意見を述べてまいりました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は太陽有限責任監査法人与会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

26百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

26百万円

(注) 当社と会計監査人の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の上記①および②の額はこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積算出根拠等が適切であると判断し、これに同意しました。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の目的事項とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項
金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

(注) 本事業報告に記載の金額および数値は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	4,339,828	流動負債	15,389,416
現金および預金	1,254,729	支払手形（設備）	65,181
受取手形	3,018	買掛金	2,112,828
売掛金	1,341,114	契約負債	192,328
商品	1,273,931	短期借入金	4,182,526
貯蔵品	18,667	短期リース債務	39,350
前払費用	106,192	未払金	103,389
未収入金	70,508	未払法人税等	8,735
その他の流動資産	272,866	未払事業所税	35,200
貸倒引当金	△1,200	未払費用	288,707
固定資産	18,302,760	前受金	16,245
有形固定資産	11,875,111	商品券	656,762
建物	5,437,432	預り金	7,351,817
車両および運搬具	6,950	賞与引当金	84,000
器具および備品	430,731	商品券回収損失引当金	206,960
土地	5,999,996	その他の流動負債	45,384
無形固定資産	384,802	固定負債	3,697,805
ソフトウェア	384,802	長期借入金	1,239,909
投資その他の資産	6,042,846	長期リース債務	134,750
投資有価証券	3,230,613	繰延税金負債	1,079,231
関係会社株式	475,500	退職給付引当金	1,012,111
長期貸付金	1,268,000	資産除去債務	151,952
諸保証金	5,177,034	その他の固定負債	79,850
その他の投資	144,209	負債合計	19,087,221
貸倒引当金	△4,252,510	純資産の部	
資産合計	22,642,589	株主資本	2,181,942
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,595,438
		資本準備金	1,151,981
		その他資本剰余金	443,456
		利益剰余金	1,082,044
		その他利益剰余金	1,082,044
		繰越利益剰余金	1,082,044
		自己株式	△595,540
		評価・換算差額等	1,373,424
		その他有価証券評価差額金	1,373,424
		純資産合計	3,555,367
		負債・純資産合計	22,642,589

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書 (2024年3月1日から 2025年2月28日まで)

(単位：千円)

売 上 高		13,996,124
売 上 原 価		6,783,319
売 上 総 利 益		7,212,804
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		6,903,495
営 業 利 益		309,309
営 業 外 収 益		330,115
受 取 利 息	10,516	
受 取 配 当 金	72,973	
受 取 賃 貸 料	117,445	
長 期 未 回 収 商 品 券	88,930	
そ の 他 の 収 益	40,250	
営 業 外 費 用		532,984
支 払 利 息	224,852	
不 動 産 賃 貸 費 用	115,281	
商 品 券 回 収 損 失 引 当 金 繰 入 額	122,442	
そ の 他 の 費 用	70,409	
経 常 利 益		106,440
特 別 利 益		130,572
投 資 有 価 証 券 売 却 益	70,431	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	40,000	
受 取 保 険 金	20,140	
特 別 損 失		47,627
固 定 資 産 除 却 損	47,627	
税 引 前 当 期 純 利 益		189,385
法 人 税 等 合 計		14,368
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税	8,735	
法 人 税 等 調 整 額	5,633	
当 期 純 利 益		175,016

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月9日

株式会社 大 和

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尾川克明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 南波洋行 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大和の2024年3月1日から2025年2月28日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,631,134	流 動 負 債	16,683,521
現金および預金	1,897,357	支払手形および買掛金	2,250,573
受取手形および売掛金	1,715,091	契 約 負 債	4,520,598
棚 卸 資 産	1,484,647	短 期 借 入 金	5,405,122
その他の流動資産	538,015	未 払 法 人 税 等	17,700
貸 倒 引 当 金	△3,977	商 品 券	656,762
固 定 資 産	21,771,543	諸 預 り 金	2,625,525
有 形 固 定 資 産	15,595,704	賞 与 引 当 金	105,600
建物および構築物	6,783,177	商品券等回収損失引当金	206,960
機械装置および運搬具	50,904	その他の流動負債	894,679
器具および備品	496,382	固 定 負 債	5,389,398
土 地	8,265,239	長 期 借 入 金	2,363,537
無 形 固 定 資 産	393,592	資 産 除 去 債 務	158,308
施設利用権	1,572	繰 延 税 金 負 債	1,112,096
ソフトウェア	392,019	再評価に係る繰延税金負債	353,427
投資その他の資産	5,782,246	退職給付に係る負債	1,124,097
投資有価証券	3,444,715	その他の固定負債	277,931
諸 保 証 金	5,538,536	負 債 合 計	22,072,920
繰延税金資産	122,329	純 資 産 の 部	
その他の投資	209,165	株 主 資 本	3,022,951
貸 倒 引 当 金	△3,532,500	資 本 金	100,000
資 産 合 計	27,402,677	資 本 剰 余 金	1,595,438
		資 本 準 備 金	1,151,981
		その他資本剰余金	443,456
		利 益 剰 余 金	1,923,053
		自 己 株 式	△595,540
		その他の包括利益累計額	2,306,805
		その他有価証券評価差額金	1,373,320
		土 地 再 評 価 差 額 金	871,201
		退職給付に係る調整累計額	62,283
		純 資 産 合 計	5,329,756
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	27,402,677

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年3月1日から 2025年2月28日まで)

(単位：千円)

売 上		16,434,068
売 上 原 価		7,801,250
売 上 総 利 益		8,632,818
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		8,436,930
営 業 利 益		195,888
営 業 外 収 益		622,599
受 取 利 息	2,847	
受 取 配 当 金	71,180	
受 取 賃 貸 料	105,628	
長 期 未 回 収 商 品 券	396,481	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	4,365	
そ の 他 の 収 益	42,096	
営 業 外 費 用		676,469
支 払 利 息	130,407	
商 品 券 等 回 収 損 失 引 当 金 繰 入 額	128,304	
旧 商 品 券 回 収	231,401	
減 価 償 却 費	106,531	
そ の 他 の 費 用	79,824	
経 常 利 益		142,018
特 別 利 益		135,572
投 資 有 価 証 券 売 却 益	70,431	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	40,000	
受 取 保 険 金	20,140	
固 定 資 産 売 却 益	5,000	
特 別 損 失		47,627
固 定 資 産 除 却 損	47,627	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		229,963
法 人 税 等 合 計		37,414
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税	16,703	
法 人 税 等 調 整 額	20,711	
当 期 純 利 益		192,548
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		192,548

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月9日

株式会社 大和
取締役 会 御中

太陽有限責任監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尾川 克明 (印)
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 南波 洋行 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大和の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大和及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第109期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月10日

株式会社 大 和 監査等委員会

常勤監査等委員 北 村 秀 明 (印)

監 査 等 委 員 中 村 太 郎 (印)

監 査 等 委 員 浅 田 英 郎 (印)

監 査 等 委 員 菊 澤 智 彦 (印)

(注) 監査等委員中村太郎氏、浅田英郎氏、菊澤智彦氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（7名）は第109期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は、全ての取締役候補者につき適任であると判断しております。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式の数
①	みや 宮 じ ろう 二 朗 (1957年4月5日)	1981年10月 当社入社 1987年5月 当社取締役 1989年5月 当社常務取締役 1993年5月 当社専務取締役 1997年5月 当社代表取締役副社長 1999年5月 当社代表取締役社長（現任） 取締役候補者とした理由 宮二朗氏は、1999年から当社代表取締役社長として、当社経営全般における指揮・監督を担い、企業グループ全体の統治を行ってまいりました。当社企業グループの更なる持続的成長と地域市場におけるプレゼンス向上には、同氏の豊富な経営経験・知見・実績が必要とされることから、同氏を引き続き、取締役候補者とするものであります。	524,400株
②	てら 寺 ぐち とき ひろ 口 時 弘 (1955年1月30日)	1978年4月 当社入社 2007年5月 当社取締役 2011年3月 当社取締役業務本部長 2011年5月 当社常務取締役 業務本部長 2015年5月 当社代表取締役・専務取締役 業務本部長 2018年2月 当社代表取締役・専務取締役 （現任） 取締役候補者とした理由 寺口時弘氏は、企業グループ経営全般の経営方針・経営戦略と財務戦略の策定・推進に、中心的役割を果たしてきました。今後も当社が、地域の交流拠点として賑わい創出と、市場顧客の生活文化向上に寄与するために、同氏の豊富な経験・知見が必要とされることから、同氏を引き続き、取締役候補者とするものであります。	2,032株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
⑥	なかしま さとし 中嶋 智 (1967年3月22日)	1989年4月 当社入社 2013年3月 当社営業本部副本部長・ MD戦略推進部長 2024年2月 当社香林坊店長 2024年5月 当社取締役 香林坊店長 (現任) 取締役候補者とした理由 中嶋 智氏は、長年にわたる営業部門におけるMD戦略立案に実務能力を発揮し、地域では当社にしかできない商品・企画を継続的に実行、顧客層の拡大・営業力強化に努めてまいりました。今後も同氏のこのような営業力・実践力が必要であることから、同氏を引き続き取締役候補者とするものであります。	700株
⑦	よしざわ つとむ 吉澤 勉 (1965年3月17日)	1987年4月 当社入社 2023年2月 当社営業本部MD推進部 MD担当部長兼香林坊店 営業第1部長・富山店営業第1部長 2024年2月 当社富山店長 2024年5月 当社取締役 富山店長 (現任) 取締役候補者とした理由 吉澤 勉氏は、豊富なマネジメント経験と多様な現場経験をベースに、顧客ニーズに対応した営業企画・店舗運営を実行、収益確保に努め、富山地区唯一の百貨店として地域市場でのプレゼンス向上に努めております。今後も同氏のこのような営業力・統率力が必要であることから、同氏を引き続き取締役候補者とするものであります。	2,900株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

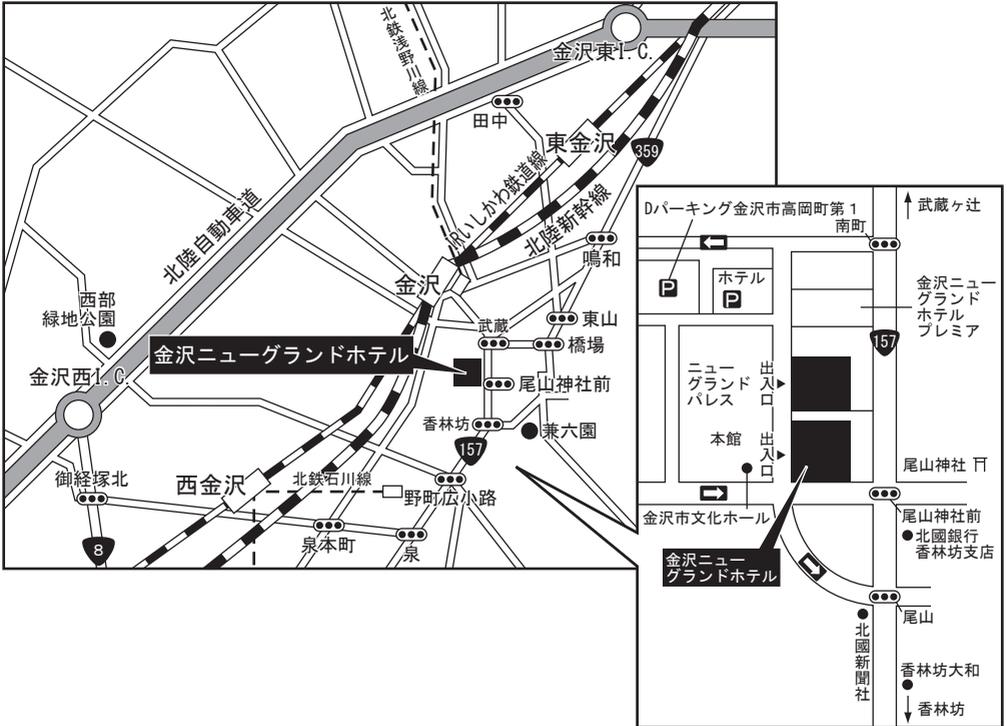
定時株主総会 会場ご案内図

会場：金沢市南町4番1号
金沢ニューグランドホテル 5階「銀扇」

T E L：076-233-1311(代)

※受付は5階の会場前に設けております。

※ニューグランドパレス側のエレベーターは会場まで直通でございます。



●交通のご案内

金沢東ICまたは金沢西ICから車で約15分、JR「金沢駅」から車で約5分

北陸鉄道バス最寄りのバス停「南町・尾山神社」また「香林坊」で下車 徒歩約3分

※お願い

◎駐車場は金沢ニューグランドホテル駐車場またはDパーキング金沢市高岡町第1、金沢まちなかパーキングネット対象駐車場をご利用いただけますが、駐車台数が限られておりますので、出来るだけバス等の公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

◎【重要】「株主様へのご案内」・「議決権行使についてのご案内」等につきましては、招集ご通知の2頁以降をご覧ください。

◎ご来場の株主様へのお土産等をご用意しておりません。